

全 第 20-021 号  
令和 2 年 11 月 18 日

一般社団法人 全麵協正会員団体代表者 各位

一般社団法人全麵協  
理事長 中 谷 信



## そば道段位認定制度と近似する制度を取り入れた「NPO そばネットジャパン」 への対応について

一般社団法人全麵協(以下、当法人という。)は、平成 9 年に段位認定制度を導入して以来、会員の皆さんの英知と努力によりその充実を図ってきましたが、本年 4 月 1 日に設立された「NPO そばネットジャパン (阿部成男代表理事)」は、全麵協そば道段位認定制度と近似する制度(技能検定による段位認定制度)を取り入れて実施しようとしていることが判明しました。この技能検定による段位認定制度(初段から六段まで)は、当法人の制度を模倣したものであり、誠に遺憾に思う次第です。

当法人は、NPO そばネットジャパンが正式に発足する以前の本年 2 月 1 日、全麵協理事長から全麵協東日本支部会員宛ての文書(Q&A)で、「全麵協の正会員団体および個人会員、特別個人会員が全麵協と新団体双方に所属することはできますか?」という設問に対して、「差支えありませんが、会費の負担は二重になります。」と回答しました。しかし前記した通り NPO そばネットジャパンが、全麵協そば道段位認定制度と近似する制度を制定・実施することによって、当法人の会員に多大な混迷をもたらし、ひいては当法人の事業運営に少なからず影響を及ぼすものと判断し、今後は下記方針のとおり、当法人と NPO そばネットジャパンの双方に登録することは認めないこととしました。

以上の旨、貴団体に所属する全麵協個人会員の皆さんに周知し、この趣旨をよく理解していただくようお願い申し上げます。

記

### 【基本方針】

- (1) NPO そばネットジャパンの会員(団体及び個人)は、当法人の会員となることができないものとする。なお、令和 3 年 4 月 1 日以前においても、既に NPO そばネットジャパンの役員となっている者は当法人の会員継続を認めない。
- (2) 当法人において段位を認定された者が、NPO そばネットジャパンの段位に編入されている場合、および当法人の会員でなくなった場合は、一定期間経過後に段位認定者名簿から削除することとする。
- (3) NPO そばネットジャパンに入会していた者が、同団体を退会して当法人に入会を希望する場合は随時入会を認める。

### 【施行日】

上記方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。